

平成 18 年 1 月 3 0 日

新潟県知事
泉田 裕彦 様

107-0052 東京都港区赤坂 1 丁目 9 番 1 3 号
(社)農林水産先端技術産業振興センター(STAFF)
理事長 岩元 睦夫
電話 03-3586-8644 FAX 03-3586-8277

「遺伝子組換え作物の栽培基準(案)」についての意見

先般、貴県において意見募集をされた「新潟県食品安全条例(仮称)骨子案」につき、特に遺伝子組換え作物の栽培の取扱いの項に関して、私どもの意見を提出させて頂き、また、「遺伝子組換え作物の栽培に関する条例(素案)骨子」についても、意見を提出させて頂いたところです。今般、さらに「遺伝子組換え作物の栽培基準(案)」に関して、意見募集を進めておられることから、これにつき、意見を申し述べさせて頂きたく存じます。

1. 先に、「遺伝子組換え作物の栽培に関する条例(素案)骨子」に関する当センターの意見でも述べたとおり、遺伝子組換え作物の交雑混入防止措置については、少なくとも、試験栽培の場合は、既に農林水産省において「第一種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」(平成 16 年 2 月 24 日付け 15 農会第 1421 号農林水産技術会議事務局長通知)が定められており、これに拠るべきものと考えます。

この基準は、遺伝子組換え作物の交雑混入の回避を目的に、農学研究、消費者団体、報道等、広く各分野の専門家から成る検討委員会で、最新の科学的知見に基づく全国共通の基準として制定されたものと承知しております。

もし、ここに安易な上乘せがなされる様なことがあれば、関係者に過剰負担を強いるばかりでなく、国と県の二重基準化が招く混乱と、世にいたずらに不安感を煽ることになり、結果として、未来を開く技術開発の芽を摘むことになってしまうことを強く危惧するところであります。

2. かかる基準は、実証的なデータに即して科学的に定められなければならないと考えますが、「2 隔離距離による交雑防止措置」において、同種栽培作物と隔離すべきとされているイネの 5 7メートル以上という微妙な距離、また、それ以外の作物に係る大括りの距離について、何れも考え方や根拠が明らかにされておらず、その理解に苦

しむところ です。

さらに、イネに関する「(注1)」で、「隔離距離による交雑防止措置のほか、次の又はの措置を講ずること。」としておられますが、ここでいう、は交雑を極めて有効に低減させることが期待できる措置であり、敢えて、隔離距離による交雑防止措置との併用を義務づけることは過重な措置と言わざるをえません。

ちなみに、で示されている開花前の摘花、除雄、袋かけ等、花粉飛散を防止する措置は、農林水産省が策定した栽培実験指針においては、「隔離距離によらない交雑防止措置」として、隔離距離による交雑防止措置をとらない場合等について定められているものです。

3. また、この栽培基準(案)は、先般提示された「遺伝子組換え作物の栽培に関する条例(素案)骨子」によれば、一般栽培にも適用されることとなっておりますが、「2 隔離距離による交雑防止措置」、「3 隔離距離によらない交雑防止措置」、「5 モニタリング措置」等の一連の措置の中には、現実的な一般栽培においては到底導入不可能なものが入っております。

そもそも、ここで措置を講ずべきとされる遺伝子組換え作物は、将来、栽培希望が出てきた場合であっても、何れも、既に安全性が確認されたものであり、あくまで安全性が確認されている作物間での交雑混入の問題であるということをお考え頂きたいと存じます。

遺伝子組換え技術は比較的新しい技術であり、その発展が急速であったが故に、漠然とした不安感を持つ人々が存在するのは事実です。しかし、それを以て、遺伝子組換え作物に限って、一方的に、実質的に実施不可能に追い込むような過剰な規制を設ける様なことは、公的制度の在り方として、不均衡感を禁じ得ません。

4. 以上、将来に向かって、我が国が、国際競争力を持ち、環境と調和を保ちつつ、食料の安定供給と農業の振興を図っていくためには、遺伝子組み替え技術を含むバイオテクノロジーの研究開発と応用は不可欠であり、これをいたずらに規制するものにならないよう、この点、特にご配慮下さるよう、要請させていただきます。